

新型コロナウイルス感染症の患者発生の公表に関する基本方針

令和2年4月1日決定

足立区新型コロナウイルス対策本部

東京都内において新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかからない現下の状況を鑑み、下記の3点を目的として、「東京都内の感染情報は東京都が公表する」というこれまでの足立区（以下、「区」という。）の基本的な考えを改め、区内での発生状況等の情報を足立区の判断により公表する。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国や東京都の動向を注視し、必要に応じて本基本方針は改定することとする。

1 公表の目的

- (1) 区民に区内の感染症の発生状況を可能な範囲で正確に伝える
- (2) 正確な情報を共有したうえで、区民一人ひとりの冷静な判断と適切な行動を促す
- (3) 区と区民が一丸となって感染拡大防止の取り組みを促進する

2 人権尊重および個人情報の保護

発生状況等の公表にあたっては、区は、人権尊重および個人情報やプライバシー情報の保護に最大限配慮する。

また、情報を得た区民も、差別・偏見、事業者等の風評被害等が生じることがないように最大限努めなければならない。

3 公表内容等

感染者および濃厚接触者の範囲、感染ルート、感染拡大のリスクなどを総合的に判断し、個人等の特定に至らない範囲で、以下の情報を公表する。

なお、本基本方針に基づく公表は、個人および事業者等を特定しえない情報であることから、原則として本人同意の必要はないものと判断する。

(1) 公表内容

「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（令和4年9月12日厚生労働省）」に基づき、令和4年9月26日以降、当面の間、正確かつ継続して公表できる情報とする。

(2) 感染者の情報

- (ア) 足立保健所が発生届を受理した陽性者数（区内に住所を有する者のみ）

(イ) 区内医療機関を受診し陽性診断された者の数(区外に住所を有する者を含む)

(3) 公表の時期

足立保健所が、感染者の情報を確認した時点とする。ただし、原則として、公表可能な情報は日単位でまとめて公表することとする。

(4) 東京都等の公表との整合

感染者の情報は、各医療機関が HER-SYS に登録した情報であり、東京都の情報と整合する。ただし、東京都等の集計方法の変更等により、公表内容が整合しない場合がある。

(5) 区有施設での感染者の発生

区庁舎、図書館、地域学習センター、スポーツ施設および小・中学校等の区有施設の利用者等で感染が確認された場合には、上記規定によらず、区民等への影響が多大であり、広く情報提供が必要であると新型コロナウイルス対策本部で協議し決定した場合のみ、その概要を公表する。

また、区が指導・助言等行う立場にある保育施設および教育施設等に関しては、本基本方針に準じて当該施設と調整を行うこととする。

(6) 区内施設等での集団感染(クラスター)の発生

(ア) 区における集団感染(クラスター)の定義

同一施設またはそれに準ずる施設で5名以上の感染者が短期間に発生した場合を集団感染(クラスター)とする。ただし、5名以上の感染者でも関連性がないと足立保健所が判断した場合は集団感染(クラスター)としない。

(イ) 公表対象

以下の通りとし、原則として、上記規定によらず施設単位で施設名および所在地等を公表する。ただし、特段の情報提供が必要な場合には、事案概要を付して公表する。

- ① 前述(5)で規定する施設
- ② 区内の高齢者および障がい者等の福祉施設
- ③ その他、区民等への影響が多大であり、広く情報提供が必要であると新型コロナウイルス対策本部で協議し決定したもの

(7) その他

本基本方針に定めるもののほか、必要な事項は新型コロナウイルス対策本部で協議のうえ決定することとする。

付 則

- 1 本基本方針を、令和2年4月30日付けで一部改定する。
 - (1) 3 公表内容等の(1)公表の対象者(イ)のうち、「区内事業所等」を「区有施設等」に変更。
 - (2) 3 公表内容等の(1)公表の対象者(ウ)のうち、「区内での行動が主である場合など」を「区内に居住実態がある場合など」に変更。
 - (3) 3 公表内容等の(5)区有施設での感染者の発生のうち、「区有施設の利用者」を「区有施設の利用者等」に変更。

- 2 本基本方針を、令和2年7月17日付けで一部改定する。
 - (1) 3 公表内容等の(5)区有施設での感染者の発生のうち、「なお、区長が特に公表が必要と判断したものは、この限りでない。」を削除。
 - (2) 3 公表内容等に(6)区内施設等での集団感染(クラスター)の発生および(7)その他を追加。

- 3 本基本方針を、令和3年2月3日付けで一部改定する。
 - (1) 3 公表内容等の(1)公表の対象者の(イ)を削除。(ウ)を(イ)に改め、「前述のアまたはイ」を「前述のア」に変更。
 - (2) 3 公表内容等の(5)区有施設での感染者の発生のうち、「事案概要について報道機関等に情報を提供する。」を「施設種別ごとの件数を日単位でまとめて公表する。」に変更。
 - (2) 3 公表内容等の(6)区内施設等での集団感染(クラスター)の発生、(ア)区における集団感染(クラスター)の定義に、「ただし、5名以上の感染者でも関連性がないと足立保健所が判断した場合は集団感染(クラスター)としない。」を追加。

- 4 本基本方針を、令和3年8月19日付けで一部改定する。
 - (1) 3 公表内容等の(6)区内施設等での集団感染(クラスター)の発生の(イ)「公表対象は以下の通りとし、原則として、施設名および所在地等を明示した事案概要について報道機関等に情報を提供する。」を「公表対象は以下の通りとし、原則として、上記規定によらず施設単位で施設名および所在地等を明示した事案概要を公表する。」に変更。

- 5 本基本方針を、令和3年10月6日付けで一部改定する。
 - (1) 3 公表内容等の(2)感染者の情報のうち、「居住地(区内、区外の別)」を「居住地(区内又はそれ以外の居住状況等)」に変更し、「回復・死亡の状況」を削除。あわせて、「なお、前述の個別情報を基に、日単位の新規感染者数、感染者および死亡者の累計を別途公表する。」を追記。

6 本基本方針を、令和4年10月6日付けで一部改定する。

なお、本改定は国の全数届出の見直しに伴うものであるため、令和4年9月26日に遡及して適用する。

改定後	改定前
<p>(1) 公表内容 <u>「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて（令和4年9月12日厚生労働省）」に基づき、令和4年9月26日以降、当面の間、正確かつ継続して公表できる情報とする。</u></p>	<p>(1) 公表の対象者 (ア) 区に住所を有する者。ただし、区内に住所を有しているが、主な居住地が区外の（居住実態がない）場合は公表対象としない (イ) その他、区内に居住実態がある場合など、前述のアと同等と判断する者</p>
<p>(2) 感染者の情報 <u>(ア) 足立保健所が発生届を受理した陽性者数（区内に住所を有する者のみ）</u> <u>(イ) 区内医療機関を受診し陽性診断された者の数（区外に住所を有する者を含む）</u></p>	<p>(2) 感染者の情報 原則として、診断日、居住地（区内またはそれ以外の居住状況等）、年代、性別、渡航歴、症状、回復・死亡の状況とし、必要に応じて備考欄に情報を追記する。 なお、前述の個別情報を基に、日単位の新規感染者数、感染者および死亡者の累計を別途公表する。</p>
<p>(3) 公表の時期 <u>足立保健所が、感染者の情報を確認した時点とする。ただし、原則として、公表可能な情報は日単位でまとめて公表することとする。</u></p>	<p>(3) 公表の時期 足立保健所が、新型コロナウイルス感染症を確認した時点とする。ただし、原則として、公表可能な情報は日単位でまとめて公表することとする。</p>
<p>(4) 東京都等の公表との整合 <u>感染者の情報は、各医療機関が HER-SYS に登録した情報であり、東京都の情報と整合する。ただし、東京都等の集計方法の変更等により、公表内容が整合しない場合がある。</u></p>	<p>(4) 東京都等の公表との整合 公表の基準は区の判断によるものであり、東京都等が公表する内容と異なる場合がある。</p>
<p>(5) 区有施設での感染者の発生 <u>区庁舎、図書館、地域学習センター、スポーツ施設および小・中学校等の区有施設の利用者等で感染が確認された場合には、上記規定によらず、<u>区民等への影響が多</u>であり、<u>広く情報提供が必要であると新型コロナウイルス対策本部で協議し決定した場合のみ、その概要を公表する。</u></u> (省 略)</p>	<p>(5) 区有施設での感染者の発生 区庁舎、図書館、地域学習センター、スポーツ施設および小・中学校等の区有施設の利用者等で感染が確認された場合には、上記規定によらず、施設種別ごとの件数を日単位でまとめて公表する。 (同 左)</p>
<p>(6) 区内施設等での集団感染（クラスター）の発生 (ア) (省 略) (イ) 公表対象 <u>以下の通りとし、原則として、上記規定によらず施設単位で施設名および所在地等を公表する。ただし、特段の情報提供が必要な場合には、事案概要を付して公表する。</u> (省 略)</p>	<p>(6) 区内施設等での集団感染（クラスター）の発生 (ア) (同 左) (イ) 公表対象 以下の通りとし、原則として、上記規定によらず施設単位で施設名および所在地等を明示した事案概要を公表する。 (同 左)</p>